



2026年7月14日

各 位

会 社 名 スターゼン株式会社
代表者名 代表取締役社長 横田 和彦
コード番号 8043 (東証プライム)
問合せ先 執 行 役 員
管 理 本 部 長 石神 幸長
(TEL 03-3471-5521)

取締役、執行役員及び従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年8月14日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 134,373株
(3) 処分価額	1株につき 1,284円
(4) 処分価額の総額	172,534,932円
(5) 割当予定先	当社の取締役 5名 47,973株 当社の執行役員 11名 52,950株 当社の従業員 80名 33,450株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年5月12日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2020年6月26日開催の第81回定時株主総会において、本制度に基づき譲渡制限付株式を付与するために、対象取締役に対して年額100百万円以内で金銭報酬債権を支給すること、対象取締役に対して各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の総数は30,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約による割当てを受ける当社普通株式

の交付日から30年間とすること等につき、ご承認をいただいております。

上記のとおり対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件について株主総会において承認されたことを条件として、当社の執行役員及び当社の従業員（以下それぞれ取締役及び執行役員を「対象取締役」「対象執行役員」といい、両者を併せて「対象役員」といいます。また、従業員を「対象従業員」といい、対象役員と併せて「対象者」といいます。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式付与制度を導入しております。

本制度の概要については、以下のとおりです。

＜本制度の概要＞

本制度においては、対象者は、譲渡制限付株式を付与するために当社から支給された金銭報酬債権（従業員の場合は金銭債権。以下同じ。）の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式の発行又は処分を受けることになります。

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する当社の普通株式の総数は、各事業年度あたり30,000株以内（ただし、2020年6月26日開催の第81回定時株主総会において本制度に係る議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとし、その1株あたりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社普通株式の処分に当たっての上記金銭報酬債権の支給は、当社と対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件とします。

本自己株式処分は、本制度の一環として、対象取締役5名、対象執行役員11名及び対象従業員80名を対象として実施されるものです。

今回は、本制度の目的、各対象者の役位を勘案し、各対象者の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計172,534,932円、普通株式134,373株を付与することといたしました。

なお、本自己株式処分にあって、当社と割当予定先である対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

① 譲渡制限期間

ア 2026年8月14日（払込期日）から2056年8月13日までの間（役員向け）

イ 2026年8月14日（払込期日）から当社従業員（定年退職後再雇用に基づく従業員としての地位は含まない。）の地位を喪失する日までの間（従業員向け）

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」という。）において、対象者は、割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」という。）。）。。

② 無償取得事由

当社は、本割当株式を引き受けた対象役員が本譲渡制限期間中に当社の取締役又は執行役員その他当社取締役会が定める地位のいずれの地位からも退任した場合、また、本割当株式を引き受けた対象従業員が当社の従業員その他当社取締役会が定める地位のいずれの地位も喪失した場合には、死亡、任期満了、役員就任、定年、その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。また、本割当株式のうち、下記③の定めに従い譲渡制限が解除されてもなお譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社は、これを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除条件

当社は、対象役員については、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役又は執行役員その他当社取締役会が定める地位のいずれかの地位にあったことを条件として、また、対象従業員については、本譲渡制限期間中、継続して、当社の従業員その他当社取締役会が定める地位のいずれかの地位にあったこと等を条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって保有する本割当株式の全部の譲渡制限を解除する。

④ 株式の管理に関する定め

対象者は、大和証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものとする。

⑤ 組織再編等における取扱い

上記①の定めに関わらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認日」という。）には、組織再編等承認日までの期間（対象取締役については2026年8月から組織再編等承認時の属する月までの月数、対象執行役員及び対象従業員については2026年4月から組織再編等承認時の属する月までの月数）を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する（また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する）。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議日の直前営業日（2026年7月13日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,284円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上